

# 一般社団法人 Arts and Sports for Everyone 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当法人は、一般社団法人 Arts and Sports for Everyone と称する。

(目的)

第2条 当法人は、障がい者が参加する芸術やスポーツ団体との連携を強め、障がいのある人とない人が日常的に芸術やスポーツと一緒に楽しめる社会を作ることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 情報共有事業（各団体の情報を収集し、他団体および市民に知らせる）
2. イベント開催事業（障がい者の活動を広く知ってもらうためにイベントを主催あるいは共催する）
3. 連絡会事業（各団体の連携を深めるために連絡会を開催する）
4. 人材育成事業（各団体が主催するイベントにボランティアとして参加することおよびボランティア参加者を募る）
5. その他前各号に附帯関連する一切の事業

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 10 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 本定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の納入が 6 か月以上されなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- 四 当該社員が破産し、又は倒産したとき。

### 第 3 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において理事の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3 名以上 8 名以内
  - 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2 名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され 又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 35 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 37 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第 38 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成 30 年 3 月末日までとする。

(設立時社員)

第 39 条 当法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

熊本市中央区帯山 5 丁目 3 8 番 2 3 号

吉田 祐一

熊本県上益城郡嘉島町大字鯉 2 8 3 3 番地 4

佐藤 瑞樹

熊本市北区下碓川 2 丁目 2 0 番 1 号

井上 代

熊本市中央区坪井 6 丁目 1 2 番 1 - 1 0 8 号 クローバーマンション坪井中央公園 1 0 8

中村 友花理

佐賀県佐賀市神野西三丁目 5 番 1 号

喜多 朋子

熊本市東区健軍 1 丁目 6 番 7 号

竹屋 純子

熊本市中央区帯山 5 丁目 3 8 番 2 3 号

吉田 裕子

熊本市北区楠 1 丁目 8 番 6 - 5 0 9 号

岩崎 光美

熊本市北区高平 3 丁目 3 番 1 7 号

黒田 雄一郎

熊本市中央区黒髪 6 丁目 1 1 番 2 3 号 レジデンス津田 2 0 2

堤 優太

(設立時役員)

第 40 条 当法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事	吉田 祐一
設立時理事	佐藤 瑞樹
設立時理事	井上 邦代
設立時理事	中村 友花理
設立時理事	喜多 朋子

設立時代表理事	吉田 祐一
設立時監事	清水 菜保子

(定款に定めのない事項)

第 41 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。